

令和7年度小中学生へのキャリア形成支援業務に係る 企画提案募集要領

この要領は、「令和7年度小中学生へのキャリア形成支援業務」に係る業務受託候補者を選定するための企画提案の募集に関して、必要な事項を定める。

1 募集事項

(1) 案件名

令和7年度小中学生へのキャリア形成支援業務

(2) 目的

本業務は、県内の小中学生を対象に、ものづくり体験を通して小中学生が社会人と対話することにより、小中学生及び社会人の双方のキャリア発達の支援や勤労観・職業観の醸成、社会的・職業的自立又は地元定着の促進等に効果的な地域特性を踏まえたキャリア教育プログラムを実施し、地域の未来を担う人材育成を支援するものである。

(3) 業務内容

令和7年度小中学生へのキャリア形成支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

(5) 事業費（委託上限額）

対象ごとに以下のとおりとする。

小中学生へのキャリア形成支援業務

実施地域ごとに金1,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※登米地域については、小学生のみを対象とするため金960,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、発注者がこの金額で契約することを確認するものではない。

(6) 実施地域

小中学生対象：仙南地域、広域仙台都市圏での仙台市を除く地域、大崎地域、栗原地域、石巻地域、気仙沼・本吉地域の6地域。

小学生対象：登米地域の1地域

※広域仙台都市圏での仙台市を除く地域とは、富谷市、大和町、大郷町、大衡村、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町、名取市、岩沼市、亘理町、山元町のいずれか又は複数の地域を指す。

(7) その他

本業務の実施に関しては、業務受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、業務受託候補者の選定後、県と業務受託候補者で協議の上、決定するものとする。また、実際の業務内容や進め方についても、必要に応じて随時県と協議して決定する。

2 応募資格

次のすべての条件を満たす者のみ、応募することができる。

- (1) 宮城県内に活動拠点（本社又は主たる事務所等）を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）各号に該当する者でないこと。
- (3) この業務の応募開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (4) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。
- (6) 上記(1)から(5)を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が(1)から(5)を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係性においては再委託に該当）により業務を行うこと。この場合において、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は、代表者の責任において行うものとする。

3 スケジュール

令和7年 5月20日（火）	企画提案募集及び質問受付開始
令和7年 5月23日（金）午後5時	質問受付締切り
令和7年 5月28日（水）	質問回答
令和7年 6月13日（金）午後5時	企画提案受付終了（必着）
令和7年 6月19日（木）又は24日（火）	プレゼン審査会
令和7年 6月下旬	審査結果発送予定
令和7年 7月上旬	契約締結予定

4 企画提案の応募可能単位

本業務に係る企画提案の応募は、1者当たり1応募に限る。ただし実施地域を第3希望まで選択することができる。

5 応募手続

(1) 応募方法

提出書類を、12に示す提出先へ持参又は郵送すること。（提出期限内必着）

(2) 提出書類及び提出部数

- イ 企画提案参加申込書（様式第1号） 1部
- ロ 企画提案書（任意様式。6の記載に留意の上作成すること。） 10部
- ハ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第2号） 1部
- ニ 概算見積書（任意様式。項目別積算内訳の概要を示すこと。） 1部
- ホ 前年度の決算報告書及び事業報告書（任意様式） 1部

(3) 提出期限

令和7年6月13日（金）午後5時（必着）

6 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の様式

- イ 規格はA4判とする。
- ロ 表紙を付け、表紙には応募事業者の名称を記載すること。
- ハ 各ページに通し番号を付すること。
- ニ 片面印刷で20ページ以内とすること。なお、表紙及び目次はページ数に含まない。

(2) 企画提案事項

企画提案書は、仕様書に掲げる業務内容を踏まえ、おおむね下記の事項について記載するほか、本業務の適切な遂行に向けたアピールポイントを明記するよう努めること。

イ 取組の基本方針等

基本理念、現状把握、課題分析、必要性、期待される効果等

ロ 取組の実施計画

取組の具体的な内容及び取組に対する成果指標

なお、取組の具体的な内容には必ず以下を含めること。

- ・ 実施予定の学校との状況（打診済み又はこれから打診するなど）
- ・ 協力依頼予定の企業との状況（協力依頼済み又はこれから依頼するなど）
- ・ 具体的な体験授業の内容（何を使ってどのようにするか詳細を明記する）
- ・ 対象地域における特色のある新産業分野等に関連する出前授業等の内容（体験授業の他に地域の産業について、どのような話をする場を設けるか）
- ・ 社会人と参加児童・生徒との対話部分について
- ・ 地域内若手社会人等の交流会について

ハ 取組の効果向上のための創意・工夫、評価・検証

ニ 実施体制及び工程等

実施体制、連携・協力体制、人員配置、スケジュール及び過去の経験・実績等

ホ その他キャリア教育活動の推進につながる独自提案

7 質問受付及び回答

本業務に関する質問については、次により質問書（様式第3号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月23日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールによるものとし、それ以外の手段については受付しない。

電子メールアドレス sanzinp@pref.miyagi.lg.jp

(3) 回答

提出期限までに到着した質問書に対する回答を、令和7年5月28日（水）までに産業人材対策課ホームページにおいて公開する。（質問者の氏名・名称等は公表しない。）ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

8 評価・選定方法

(1) 業務受託候補者の選定

応募のあった企画提案書を、「令和7年度小中学生へのキャリア形成支援業務」企画提案に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、総合評価の上、各地域での順位点の最上位の応募事業者1者を、業務受託候補者として選定する。応募がない地域については、当該地域を第2希望、第3希望に選択した応募事業者のうち、順位点が最上位の応募事業者1者を、業務受託候補者として選定する。ただし、評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に達する応募事業者がない場合は、業務受託候補者を選定せず、再度スケジュールを設定の上、募集手続きを行うものとする。また、評価の結果、各委員が採点した順位点が同点の応募事業者が複数いる場合は、委員間の協議により業務受託候補者を選定する。

なお、応募事業者が各地域で3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類による第一次審査を実施し、上位3者を選定する。

(2) 評価基準及び配点

「令和7年度小中学生へのキャリア形成支援業務」に係る業者選定評価項目及び配点表（別表）による。

(3) 応募事業者が各地域で3者を超えた場合の第一次審査及び結果通知

本業務に企画提案しようとする応募事業者が各地域で3者を超えた場合は、企画提案書の第一次審査を行う。

イ 第一次審査の実施日

令和7年6月17日（火）予定

ロ 第一次審査の実施方法

書面審査とし、選定委員会が評価項目及び配点表に基づいて審査を行い、順位点の合計が高い上位3者を選定する。

ハ 第一次審査の結果通知

審査終了後、速やかに全ての応募事業者に電話及び書面で通知する。

(4) 応募事業者のプレゼンテーションの実施

応募事業者は、事前に提出した企画提案書について、選定委員会に対するプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションは応募事業者ごとに行い、総合的に評価する。

イ プレゼンテーション実施日

令和7年6月19日（木）又は6月24日（火）のいずれか（詳細の日程は、別途応募事業者に通知する。）

ロ 実施会場

別途応募事業者に通知する。

ハ 実施方法

(イ) 出席者は、1応募事業者につき2名以内とする。

(ロ) 1応募事業者当たりの持ち時間は30分以内（説明20分、質疑応答10分）とし、発注者が指示した時間で順次、個別に行うものとする。

(ハ) プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に基づいて行うこととする。当日の追加資料の配布、資料の差し替え等は認めない。なお、プレゼンテーションの会場には県で大型モニターを用意するので、パソコンを持参して説明することも可とする。

ニ 審査結果の通知

企画提案書及びプレゼンテーションにより、あらかじめ定めた評価基準に基づいて各選

定委員が審査を行い、各地域で順位点の総計が最も高い応募事業者1者を選定し、選定された応募事業者には決定通知を、落選した応募事業者には落選通知を書面にて通知する。

なお、審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じない。また、審査結果に対するいかなる異議申立ても受け付けないものとする。

(5) 業務受託候補者の選定取消等

次のいずれかに該当する場合、業務受託候補者の選定を取り消し、評価点数の合計が次点の者を業務受託候補者とする。

イ 業務受託候補者が契約を辞退した場合

ロ 9により委託契約を締結するまでの間に、業務受託候補者が応募時において2の応募資格を有していなかったことが判明した場合

ハ 9(2)の仕様内容に係る県と業務受託候補者の協議が調わなかった場合

9 委託契約の締結について

(1) 業務受託候補者の決定

原則として、選定委員会で選定された応募事業者を業務受託候補者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、業務受託候補者と別途見積合わせを実施し、予定価格の範囲内において契約を締結するものとする。ただし、8(5)イにより業務受託候補者が契約を辞退した場合は、次点の評価を受けた応募事業者を業務受託候補者として見積合わせを実施し、予定価格の範囲内において契約を締結するものとする。

(2) その他

契約時における仕様書は、県と業務受託候補者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 直接、間接を問わず応募事業者が故意に選定委員会の委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合

(3) 本要領に従っていない場合又は仕様を満たさない提案の場合

(4) 2件以上の企画提案書を提出した場合

(5) 8(4)のプレゼンテーションに参加しなかった場合

(6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

(7) その他応募事業者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

11 その他留意事項

(1) 応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とする。

(2) 提出された書類については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 応募を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式第4号）を提出すること。

(5) 取下願提出後の再応募は認めない。また、取下願の提出があった場合も、既に提出された

書類は返却しない。

- (6) 審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求められることがある。
- (7) この契約は、電子契約を選択することができる。

12 問い合わせ先及び書類提出先

宮城県経済商工観光部産業人材対策課企画班

住所：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2764

メールアドレス：sanzinp@pref.miyagi.lg.jp